

動物愛護法が改正されました

植田 勝博 (うえた・かつひろ)
動物法ニュース発行責任者 T H E ペット法塾主宰
弁護士

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました

同法律は、「動物愛護管理法」、「動愛法」といわれます。

動愛法は、2019年6月19日に改正され、2020年6月1日に施行されました。

その準備期間のために、幼齢犬猫の8週齢(56日)は21年6月1日から、マイクロチップの装着義務は22年6月1日からと施行時期を遅らせました。

動愛法は、1973(昭和48)年に、「動物の保護及び管理に関する法律」(動管法)(昭和48年法律第105号)として立法されました。動管法は、犬猫を保健所が取つて殺処分をする法律として機能しました。動愛法は、「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定め」て「生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する」ことを目的とします(1条目的)。また、「動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」のみでなく「人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱う」、即ち、「動物の命」と「人と動物の共生」が基本原則(2条)です。

2019年動物愛護管理法の改正

1 動愛法の改正は、動物取扱業者による動物の虐待的取り扱いをなくすための

数値規制による具体化、実効性ある規定の必要、犬猫の社会性のために8週齢(56日)以下の幼齢販売の禁止、マイクロチップ(犬猫の特定と飼主への返還のため)の実施の必要性、動物犯罪の罰則の引き上げ、行政の殺処分禁止、実験動物などを動愛法に取り込みなど、多数の動物の福祉のための改正が求められました。

2 動物取扱業者としては、第一種動物取扱業者(10条)と第二種動物取扱業者(24条の2の2)があります。第一種は通常の動物を営業として扱う業者で登録を要し、第二種は動物愛護活動をする事業者で届出をもって業務をします。

第一種動物取扱業の規制を強化・拡大されました。

(1) 第一種動物取扱業は、動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類)の販売(その取次ぎ又は代理を含む)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。猫カフェなどの5種とその他政令で定める取扱いを業(ネットオークション、老犬預かり業)の2種の7種です。哺乳類、鳥類又は爬虫類以外の両生類などまで拡大をすべきとの意見もあり、畜産農業、試験研究用又は生物学的製剤の製造の用(実験動物)その他政令で定める用途に供するために飼養、保管しているものを除くとされて改正が見送られました。

(2) 登録の拒否についての改正

過去の登録取消や違反による処分のあった日から2年間経過しない者は登録拒否される期間が5年に延長されました(12条)。また、暴力団排除条項にあたるなどが追加され、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに相当の理由があるとき、役員であった者なども登録拒否の追加事由になります。

(3) 動物の環境確保(数値規制)

第一種動物取扱業者は、抽象的基準では動物の健康及び安全、生活環境について確保が得られないとして、動物の管理の方法等に関して環境省令の基準を遵守するものとし、7つの項目(①設備の構造及び規模、施設の管理、②従業員の数、③環境、④疾病等、⑤展示文は輸送の方法、⑥繁殖、⑦その他必要な事項)が規定されました(21条1、2項)。

(4) 動物の確認、説明は、販売業者の事業所に限定(21条の4)

取扱業者の販売について、動物の現物確認と対面により説明義務がありますが(インターネット販売の禁止)、場所の脱法を防ぐために「販売業者の事業所に限定」されました。

(5) 動物に関する帳簿の作成・届出が義務の拡大(21条の5)

第二種動物取扱業者の管理帳簿の作成と保管が、犬猫等販売業者から哺乳

乳類、鳥類、爬虫類にも拡大されました。販売以外の貸出しや展示業などにも拡大されました。年に1度、都道府県知事等へ届け出が必要です。

(6) 幼齢の犬、猫の販売、展示の禁止に「8週齢（出生後56日）ルールが適用されます。施行時期は令和3年6月1日からです。一部日本犬は7週齢です。

(7) 第一種動物取扱業者が動物愛護法の規定に反するときは、勧告、勧告に係る措置を命ずる他、公表ができることになりました（23条）。

廃業・登録取消後2年間は、立入り、勧告・命令を行うことができることになりました（24条の2）。廃業・登録取消後は登録業者への行政措置です。

(8) 第二種動物取扱業者犬猫譲渡団体（24条の2の2）にも帳簿の備え付けの義務化がされました（24条の4）。

3 特定動物、人の生命や財産に害を及ぼすおそれがあるとして政令で指定されているクマ、ライオンなどの飼育、その交雑種の飼養や保管が原則禁止となりました（25条の2）。

4 周辺の生活環境の保全等に係る措置として、勧告、命令の他、「事態の改善に必要な指導、助言を行うことができる。」「飼養、保管の状況その他の報告徴収、飼養施設等への立入検査、勧告、命令」ができることされました（25条）。

5 行政の犬猫の引取義務と引取宣言について、条文は「引き取らなければならない」とされていたのが、2012（平成24）年動物愛法改正により、行政の殺処分ゼロをめざす規定（35条4項）がされ、所有者からの犬猫の引き取りに関

しては、前回の改正で「拒否することができない」と改正されましたが、改正法により、所有者不明の犬猫も「拒否することができない」と改正されました。

6 多頭飼育崩壊を予防するために不妊・去勢手術などの繁殖制限ができることとされました（37条）。

7 マイクロチップとは、犬猫に関する生年月日、種類、動物取扱業者、所有者などの情報を、ミリ単位のマイクロチップに記録して体内に挿入し、体内のマイクロチップをマイクロチップリーダーで読みとることができるようです（39条の2）。マイクロチップの機能は、所有者の特定により返還が容易となり、動物遺棄の犯罪の取締りが容易になります。マイクロチップの装着は、犬猫を譲渡する日まで、遅くとも生後120日齢までに行うとされました。マイクロチップを装着した犬猫の情報は登録機関に登録されて、所在地を管轄する市町村長へ、その求めで通知がされて、これは狂犬病予防法の犬の登録と鑑札とみなします。これにより、犬の登録と鑑札のかわりとなります。

8 動物犯罪の罰則の引き上げの改正がされました。

(1) 動物犯罪とは、「愛護動物」（44条4項一号牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いんげんさき、鶏、いんげん、あひる、所有の有無にかかわらず。二号人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類）に対する①みだりな殺傷罪、②虐待、③遺棄です。

(2) ①みだりな殺傷（44条1項）は、従来の、懲役2年ないし罰金200万円から、懲役5年以下ないし罰金500万円

に引き上げ、②虐待（44条2項）、③遺棄（44条3項）は、従来の罰金100万円から、罰金100万円ないし懲役1年以下に引き上げられました。②虐待の内容が追加され「身体に外傷が生じるおそれのある暴行」「身体に外傷が生じるおそれのある行為」「酷使する」「飼養密度が著しく適正を欠いた状態で飼養、保管する」が加わりました。外傷が現実に生じればみだりな殺傷で懲役5年以下の犯罪です。

動物愛法と日本の動物との共生のあり方

現在、日本は、人が科学技術の発達で他の動物を管理し、物として利用し、不要なものは殺害排除する状況にあります。動物は、安心、信頼、愛情、恐怖、不安など、人と同じ感受性を有するもので世界の共通認識になつていきます。人も地球上の動物の枝分かれをした動物の一種であるところからすれば当然といえます。人により、多数の動物の種が絶滅の危機にあり、動物の生存ができない地球は人も生存ができない環境に至る危機感が持たれています。自然破壊と同様に人による他の動物の排除や殺害が同様の問題を発生させています。現在、「アニマルウェルフェア」の考え方が日本の産業動物などに取り込まれようとしています。日本人の思想の原点には、「桃太郎」「浦島太郎」「花咲かじい」などの動物との共生、輪廻思想、動物を含む自然への帰依がありました。この思想が消えています。今、動物の命と人と動物の共生が重要であることの認識が必要です。